

東京都災害医療協議会設置要綱

制 定	平成23年12月 2日付23福保医救第1036号
一部改正	平成24年10月10日付24福保医救第 687号
一部改正	平成30年 2月26日付29福保医救第1267号
一部改正	令和 5年 3月31日付 4 福保医救第1588号
一部改正	令和 5年 6月22日付 5 福保医救第510号

(設置目的)

第1 災害時における迅速かつ適正な医療救護活動を行うため、発災直後から中長期に至るまで関係機関が連携した実効性の高い災害医療体制の構築を図ることを目的とし、東京都災害医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害拠点病院等の後方医療施設に関すること。
- (3) 災害時における関係各機関との情報連絡及び指揮・調整に関すること。
- (4) 災害医療コーディネーターに関すること。
- (5) 地域の災害医療連携に関すること。
- (6) 傷病者等の搬送体制に関すること。
- (7) 医薬品等の供給に関すること。
- (8) 合同訓練に関すること。
- (9) その他会長が必要と認めた事項。

(組織)

第3 協議会は、次に掲げる者につき、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

(1) 外部委員

学識経験者、東京都災害医療コーディネーター、公益社団法人東京都医師会役員、公益社団法人東京都歯科医師会役員、公益社団法人東京都薬剤師会役員、公益社団法人東京都看護協会役員、日本赤十字社東京都支部事務局長、基幹災害拠点病院の災害医療責任者、地方独立行政法人東京都立病院機構総務部長及びその他関係団体等で保健医療局長が必要と認める者

なお、公益社団法人東京都医師会役員、公益社団法人東京都歯科医師会役員、公益社団法人東京都薬剤師会役員及び公益社団法人東京都看護協会役員については、各団体において災害医療分野を担当する役員とする。

(2) 関係行政機関職員

区市町村、都・市保健所、陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁及び東京都総務局の代表者並びにその他関係行政機関職員等で保健医療局長が必要と認める者

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は委員を補充する。
- 3 前項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の選任及び代理)

第5 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。また、副会長は会長が委員から指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(部会)

- 第6 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長若しくは協議会から委託を受けた事項について、調査及び審議する。
 - 3 部会は、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
 - 4 部会長は、会長が指名する者を充て、部会の会務を総理し、経過及び結果を協議会に報告する。
 - 5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

- 第7 協議会における検討の効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。
- 2 幹事は、保健医療局長が任命する。
 - 3 幹事は、協議会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

(招集等)

- 第8 協議会は、必要の都度保健医療局長が招集する。
- 2 会長は必要に応じ、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聞くことができる。また部会長は必要に応じ、委員以外の者を部会に出席させて意見を聞くことができる。
 - 3 協議会及び部会（以下、「協議会等」という。）の委員は、職務代理者を代理として出席させることができる。

(委員等への謝金の支払い)

- 第9 第8により協議会等に出席した委員及び必要に応じて協議会等に出席した委員以外の者に対して謝金を支払うこととする。
- なお、月の初日から末日までに開催した会議への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

(会議及び会議録等の公開、非公開)

- 第10 協議会等の会議、並びに会議に係る協議資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、他の法令に反しない限りにおいて公開する。ただし、会長（部会にあっては部会長。以下同じ。）又は、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

- 第11 協議会等の庶務は、保健医療局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(東京都災害医療コーディネーター)

- 第12 協議会は、東京都災害医療コーディネーターに欠員が生じた時、保健医療局長の求めに応じ、その補充について意見することができる。

(地域災害医療連携会議の設置)

- 第13 災害医療にかかる具体的な方策を各地域において検討するため、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置する。
- なお、本会議にかかる事項については、別途要領において定める。

(東京都災害医療運営連絡会)

- 第14 「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（平成11年6月28日）第12条及び「災

害時の救護活動についての協定書」(平成8年2月1日)第12条に基づく東京都災害医療運営連絡会は本要綱に定める協議会をもって充てる。

(その他)

第15 本要綱に定めるものの他、協議会等の運営及び連携会議の設置に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成24年5月24日付24福保医救第352号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成24年10月10日付24福保医救第687号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成30年2月26日付29福保医救第1267号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(令和5年3月31日付4福保医救第1588号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(令和5年6月22日付5福保医救第510号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。